

生徒指導

1. 生徒指導に関する諸規定

自分の未来のために、高校生として考え行動すること。
「自立・礼節・思いやり」一致団結

- 1) 基本的な生活習慣を身につけると共に、学業、部活動、農業クラブ活動、学級・委員会活動、資格取得等に取り組み、有意義な高校生活を通して自らの進路実現を目指す。
 - 2) 身だしなみや礼儀を意識した行動や挨拶を通じ、良い人間関係の構築を目指す。
 - 3) 他者への思いやりを持った行動や言動を心がけること。
 - 4) 法律等に触れる行動はしないこと。
 - 5) 反社会的な目的・性格の集会には参加しないこと。
 - 6) 登校後の外出は原則として禁止する。やむを得ず外出する時には、担任の許可を得て外出届を携帯して外出をすること。帰校後、担任へ外出届を提出すること。
 - 7) 不健全な娯楽施設（パチンコ店・競輪場・競馬場・雀荘等）への立ち入りをしないこと。
 - 8) 旅行を計画する際には、以下の点を厳守すること。
 - ① 安全に配慮し、無理な旅行は実施しないこと。
 - ② 学校行事等に支障のないように計画を立てること。
 - ③ 保護者が同伴しない旅行の場合は、必ず保護者の同意を得ること。
 - 9) アルバイトを希望する場合は、以下の条件を満たした上で、所定の届出用紙に必要事項を記入し、担任を通して生徒指導部に提出する。また、必要に応じて保護者面談を行うことがある。
 - ① 保護者の責任において、指導・監督が十分にできること。
 - ② 目的が適切であること。
 - ③ 法令等で規制されている職種でないこと。
 - ④ 業務内容・就労時間・職場環境・安全性・期間等が適切であること。
 - ⑤ 学校生活に支障がないこと。
- ※各定期テストの7日前からテスト最終日までアルバイトは一時中止すること。
※一年生の年間アルバイトは原則禁止（長期休業中のアルバイトは可）とする。
- 10) 携帯電話を学校敷地内に持ち込む場合は、事前に許可願を提出し、以下の遵守事項を守ること。
 - ① 学校敷地内は使用禁止とする。
 - ② 学校敷地内は必ず電源を切り、鞆の中に入れて個人の責任において管理すること。
 - ③ 下校時に保護者と迎いの連絡を取るために使用する場合は、ごく短時間、指定した場所でのみ使用を認める。
 - ④ 帰宅時間が遅くなったり、気象状況等により、保護者と連絡を取る必要が生じた場合に限り、担任・部顧問等の許可をうけ、指導・監督のもと別の場所での使用を認める。
 - 11) 学校生活や本校の諸規定に違反した場合は生徒指導対象となる。注意を受けた場合は、速やかに改善すること。

2. 服装規定

身だしなみは、高校生らしくさわやかであることを原則とする。

- 1) 男女ともやむを得ない事情で下記規定外の身だしなみとなる時は、担任を通して異装願いを生徒指導部に提出し許可を受けること。
- 2) 制服のサイズ変更は、担任を通して生徒指導部から制服修正許可書を発行してもらい、それを持参し販売店へ修正依頼をすること（許可書がないとサイズ変更に応じてもらえません）。但し、破れ等の修理の場合、許可書は不要。

◎男子

- 1) 制服は、本校指定の学生服・ズボン・ワイシャツを着用し、指定以外のセーターやベスト等を着用してはならない。学生服には本校のバッジ・ボタンを付け、適正サイズのことを正しく着用すること。
- 2) 夏(6月～9月)は学生服を着用しなくてもよいが、本校指定(校章入り)のワイシャツまたはスクールポロシャツを着用する（ワイシャツはズボンの外に出さない）こと。
- 3) アンダーシャツは白の無地（小さなワンポイントは可）を基本とし、肌や下着が透けて見えないよう配慮する。学校指定のTシャツの着用は認める。
- 4) ベルトは黒か茶で華美でないものを着用すること。
- 5) 防寒用はコート・ベスト・セーター・マフラー・手袋とする。コートの色は黒・紺・茶・白・グレー系とし華美でない高校生らしいものを着用すること。帽子類は学校敷地内着用禁止する（実習帽子は除く）。
- 6) 通学用の靴は、革靴もしくは運動靴等とする。ブーツやサンダル等は認めない。また、かかとの踏み付けはしないこと。
- 7) 上履きは、指定の運動靴とし先端部に記名し、落書きやかかとの踏み付けはしないこと。
- 8) 通学用のカバンは学生カバンを原則とするが、リュックやスポーツバッグでもよい。
- 9) ソックスは白・紺・黒の無地（小さなワンポイントは可）のものを着用すること。くるぶしが出るものは認めない。ただし、入学式や卒業式、その他の特別な行事の時は、座ってズボンの裾から素肌が見えない長さとする。
- 10) 頭髮の長さは、前髪が眉毛にかからず襟足は学生服の襟にかからない長さ、サイドは耳が出る長さ、もみ上げは耳の中央あたりとする。髪型の変形（パーマ、カール、整髪料の使用等）、デザイン性の高い髪型（ツーブロック、ソフトモヒカン、アシンメトリ等）、染色・脱色はしないこと。また、額の剃り込み、まゆ毛の脱毛やカットは禁止する。
- 11) アクセサリー（ネックレス、ピアス、指輪等）、化粧（どうらん、アイプチ、カラーコンタクト等）は禁止する。

◎女子

- 1) 制服は、本校指定の上着・スカートまたはスラックス・ベスト・ブラウスを着用し、指定以外のセーターやベスト等を着用してはならない。上着には本校のバッジを付け、スカートの長さは膝の中心とし（巻き上げ禁止）、適正サイズのことを正しく着用すること。
- 2) 夏(6月～9月)は上着とベストは着用しなくてもよいが、本校指定（校章入り）のブラウスまたはスクールポロシャツを着用する（ブラウスはスカートの外に出さない）こと。

- 3) アンダーシャツは白の無地（小さなワンポイントは可）を基本とし、肌や下着が透けて見えないよう配慮する。学校指定のTシャツの着用は認める。
- 4) ベルトは黒か茶で華美でないものを着用すること。
- 5) 防寒用はコート・ベスト・セーター・マフラー・手袋とする。コートの色は黒・紺・茶・白・グレー系とし華美でない高校生らしいものを着用すること。帽子類は学校敷地内着用禁止する（実習帽子は除く）。
- 6) 通学用の靴は、革靴もしくは運動靴等とする。ブーツやハイヒール、サンダル等は認めない。かかとの踏み付けはしないこと。
- 7) 上履きは、指定の運動靴とし先端部に記名し、落書きやかかとの踏み付けはしないこと。
- 8) 通学用のカバンは学生カバンを原則とするが、リュックやスポーツバッグでもよい。
- 9) ソックスは白・紺・黒の無地（小さなワンポイントは可）のものを着用すること。くるぶしが出るもの、膝が隠れてしまうものは認めない。ストッキングを着用する場合は、肌色無地を原則とする。タイツ(11月～3月可)は無地の黒色とし、50デニール以上を着用する。タイツとソックスを同時に着用する場合は同色とする。
- 10) 頭髪は、髪型の変形（パーマ、カール、整髪料の使用等）、デザイン性の高い髪型（ツープロック、アシンメトリ等）、染色・脱色・つけ毛（エクステンション）はしないこと。また、長い場合は縛りまとめること。まゆ毛の脱毛やカットは禁止する。
- 11) アクセサリー（ネックレス、ピアス、指輪、ミサンガ等）、化粧（ファンデーション、アイプチ、カラーコンタクト、色つきリップ、マニキュア等）は禁止する。髪留めは黒、紺、茶としファッション性のあるものは禁止とする。